

留萌振興局障がい者自立支援事業実施要領

第1 目的

留萌合同庁舎内に障がい者自らが作成した製品の展示販売の場を設け、障がい者自らが販売を行い、障がい者と一般住民等とのふれあいや施設への理解を深めてもらうことを通して、障がい者の社会参加と自立促進を支援することを目的とする。

第2 表示

展示販売の場所には「サポートプラザ"ふれあい"」及び「留萌振興局障がい者自立支援事業」と表示する。

第3 参加対象

留萌振興局管内の障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業を行う事業所または当該事業所が共同で運営する団体（以下「事業所等」という。）とする。

第4 参加申請

本事業に参加を希望する事業所等は、毎年3月21日までに、別紙1「留萌振興局障がい者自立支援事業参加申込書」により、留萌振興局保健環境部社会福祉課長（以下「社会福祉課長」という。）に申請するものとする。

なお、年度途中からの参加については、原則として展示販売月の前月21日までに申請するものとする。

第5 販売場所等

- (1) 販売場所は留萌合同庁舎1階ロビーとし、詳細な位置については社会福祉課長の指示によるものとする。
- (2) 販売に必要な机、椅子等の備品については、第4の参加申請時に、社会福祉課長に協議するものとする。
なお、原則として火気の使用は認めないものとする。

第6 販売品目

販売品目は、原則として、障がい者自らが制作した作品及び製造した食品等（以下「製品」という。）とし、第4の参加申請時に、社会福祉課長に協議するものとする。
なお、他の事業所等から委託された製品についても販売品目とすることができる。

第7 販売方法等

- (1) 販売は、事業所等の支援員等の指導のもと障がい者自らが行うよう努めるものとする。
- (2) 販売対象は、留萌合同庁舎内職員及び一般来庁者とする。

第8 販売日及び時間

- (1) 販売日は毎週金曜日を原則とし、金曜日が閉庁日の場合は中止とする。
- (2) 販売時間は11時45分から13時までとし、前後30分の準備時間を設けることができる。

第9 諸手続等

販売に必要な食品衛生法等に係る届出等については、事業所等が行うものとする。

第10 実績報告

参加事業所等は、年度終了後、速やかに、別紙2「留萌振興局障がい者自立支援事業実績報告書」を社会福祉課長に提出するものとする。

第11 その他

本実施要領に定めのない事項については、社会福祉課長及び留萌合同庁舎管理者との協議によるものとする。

付則 本実施要領は、平成16年2月23日から施行する。

本実施要領は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。

本実施要領は、平成27年11月26日から一部改正し施行する。